

## よくある質問 - 地域別選挙区

Q 1: 誰に登録資格がありますか？

Q 2: どうして登録すべきですか？

Q 3: 有権者として登録するための手順は？

Q 4: すでに有権者として登録済みの場合、登録した住所、名前、Eメールアドレス、電話番号などの個人情報の変更の届出方法は？

Q 5: 新規に有権者登録する場合、および登録済みの個人情報を変更する場合、期限がありますか？

Q 6: 新規に有権者登録の申請書を提出した直後に投票が可能になりますか？ / 登録済みの住所変更を届け出た直後に新しい投票所で新しい選挙区の投票をすることができますか？

Q 7: 新規に有権者登録と個人情報変更届の場合、別の申請書を使用する必要がありますか？

Q 8: 数年前に申請書に記入し、登録しましたが、また登録が必要でしょうか？

Q 9: 今年の9月末に18歳になりますが、有権者登録の期限は6月2日です。今有権者登録することが可能ですか？

Q 10: 近い将来新しいアパートに引っ越しますが、今、選挙事務処に新しい住所を届け出るべきでしょうか？

Q11: どんな書類で住所証明が可能ですか？

Q 12: 住所証明のために氏名と住所が記載されている書類が用意できない場合、有効な住所証明として他にどんな書類を提出すればいいでしょうか？

Q 13: 房屋署の公共賃貸住宅または香港房屋協会の補助住宅に引っ越す場合、新規に有権者登録または住所変更を届け出る際の住所証明は免除することができますか？

[Q 14: 有権者登録に虚偽の情報を届け出ている人を知っている場合、どのように政府機関に連絡すればいいでしょうか？](#)

[Q 15: 有権者登録に虚偽の住所を選挙事務処に届け出た人、または、新規に有権者登録または登録住所変更を届け出る際に不正な住所証明書類を提出した人は、その後の選挙で投票した場合、どの法律に違反しますか？](#)

[Q 16: 中国本土から来た新移民ですが、有権者登録できますか？](#)

[Q 17: 自分の情報が選挙人名簿に正しく記入されていることを確認する方法は？](#)

[Q 18: 個人情報の悪用を防ぐ措置がとられていますか？](#)

[Q 19: 新規に有権者登録の申請書/登録済みの個人情報の変更届けを提出しました。どうすれば選挙事務処で私の申請が処理されたことを確かめられますか？](#)

[Q 20: 以上の質問以外に有権者登録に関する質問がある場合、どの政府機関に問い合わせればいいですか？](#)

Q 1: 誰に登録資格がありますか？

A 1: 18歳以上の香港永久居住者で通常香港に住んでいる人であれば地域別選挙区有権者として登録することが可能です。

[ページトップに戻る](#)

Q 2: どうして登録すべきですか？

A 2: 有権者登録した場合のみ立法会選挙および区議会選挙において投票することが可能になります。選挙によって、それらの議会に自分の代表者を選ぶのは、貴方の権利です。選挙委員会職能別組織での投票資格がある場合も、選挙で投票する前に有権者登録する必要があります。

[ページトップに戻る](#)

Q 3: 有権者として登録するための手順は？

A 3: 登録済みの有権者ではない人が地域別選挙区に登録を希望される場合、申請書「新規登録申請書/ 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)への記入が必要になります。

注意：関連する法的必要条件に従って、新規有権者登録の申請には住所証明の書類提出が必要です。住所証明が可能な書類の種類については A11 から A13 をご覧ください。

「新規登録申請書/ 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)は以下の方法で入手できます-

- このウェブサイトから[ダウンロード](#)する;
- ホットライン 2891 1001 に電話して、FAX で受け取る; および
- 各地区民政事務処、公営住宅の管理事務所、および選挙事務処で入手する

選挙事務処の所在地：

8/F Treasury Building  
3 Tonkin Street West  
Cheung Sha Wan  
Kowloon

13/F Kowloonbay International Trade & Exhibition Centre  
1 Trademart Drive  
Kowloon Bay  
Kowloon

申請書に記入して署名したら、最近 3 か月以内に発行された住所証明とともに選挙事務処まで郵便、FAX (FAX 番号：2891 1180) または E メール (E メールアドレス：[form@reo.gov.hk](mailto:form@reo.gov.hk)) でお送りください。または選挙事務処オンラインアップロードプラットフォーム ([www.reo-form.gov.hk](http://www.reo-form.gov.hk)) で申請書 (および必要な場合には住所証明) をアップロードしてください。

香港郵政または Digi-Sign Certification Services Limited により発行された有効なデジタル証明書をお持ちの場合（詳細は[ここ](#)をクリックしてください）、[Voter Registration Application on GovHK](#) でオンライン申請が可能です。

有権者登録申請書を電子的手段で提出する場合は、「[デジタルファイルによる有権者登録申請書の提出に関するガイダンスノート](#)」をお読みください。

職能別選挙区および選挙委員会職能別組織の有権者として登録する場合、[ここ](#)をクリックしてください。

[ページトップに戻る](#)

Q 4: すでに有権者として登録済みの場合、登録した住所、名前、Eメールアドレス、電話番号などの個人情報の変更の届出方法は？

A 4: すでに有権者として登録済みで登録した個人情報を変更したい場合、「新規登録申請書/地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)への記入が必要になります。

注意：関連する法的必要条件に従って、登録した住所の変更は住所証明の書類提出が必要です。住所証明が可能な書類の種類については A11 から A13 をご覧ください。

「新規登録申請書/地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)は以下の方法で入手できます-

- このウェブサイトから[ダウンロード](#)する;
- ホットライン 2891 1001 に電話して、FAX で受け取る; および
- 民政事務処、公共団地の管理事務所、および選挙事務処で入手する

選挙事務処の所在地：

8/F Treasury Building  
3 Tonkin Street West

Cheung Sha Wan  
Kowloon

13/F Kowloonbay International Trade & Exhibition Centre  
1 Trademart Drive  
Kowloon Bay  
Kowloon

申請書に記入して署名したら、最近 3 か月以内に発行された住所証明とともに選挙事務処まで郵便、FAX（FAX 番号：2891 1180）または E メール（E メールアドレス：[form@reo.gov.hk](mailto:form@reo.gov.hk)）でお送りください。または選挙事務処オンラインアップロードプラットフォーム（[www.reo-form.gov.hk](http://www.reo-form.gov.hk)）で申請書（および必要な場合には住所証明）をアップロードしてください。

香港郵政または Digi-Sign Certification Services Limited により発行された有効なデジタル証明書をお持ちの場合（詳細は[ここ](#)をクリックしてください）、[Voter Registration Application on GovHK](#)でオンライン申請が可能です。

有権者登録申請書を電子的手段で提出する場合は、「[デジタルファイルによる有権者登録申請書の提出に関するガイダンスノート](#)」をお読みください。

上記以外にすでに有権者として登録済みで、候補者の選挙運動に関連する選挙メールが受け取れるように登録した E メールアドレスを変更/アップデートしたい場合、選挙事務処までウェブサイト ([https://www.osp.reo.gov.hk/index\\_e.html](https://www.osp.reo.gov.hk/index_e.html)) または E メール（E メールアドレス：[reoeng@reo.gov.hk](mailto:reoeng@reo.gov.hk)）で関連する情報をお知らせください。

[ページトップに戻る](#)

Q 5: 新規に有権者登録する場合、および登録済みの個人情報を変更する場合、期限がありますか？

A 5: 資格がある住民／登録済みの有権者は「新規登録申請書/ 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)を1年を通じていつでも提出することができます。ただ同時期に発行される選挙人名簿に間に合うように登録が処理される／個人情報がアップデートされるためにはそれぞれ下記の法定期日以前に選挙事務処に申請書を提出することが必要です：

**新規有権者登録：6月2日**

**有権者による登録済みの個人情報変更届け：6月2日**

法定の期限の後に申請書が提出された場合、有権者の名前と住所は次回の有権者登録の時期に発行される選挙人名簿に記載される／更新されることになります。

[ページトップに戻る](#)

Q 6: 新規に有権者登録の申請書を提出した直後に投票が可能になりますか？ / 登録済みの住所変更を届け出た直後に新しい投票所で新しい選挙区の投票をすることができますか？

A 6: 関連する選挙規則に従って、選挙事務処は現行の選挙人名簿最終版に記載された情報により選挙区および投票所を割り当てます。選挙人名簿は1年に1度更新されるので、次の選挙人名簿最終版が公表される前に、もし区議会または立法会の補欠選挙が行われる場合、選挙事務処は公表された現行の選挙人名簿最終版の情報により選挙区および投票所を割り当てます。

[ページトップに戻る](#)

Q 7: 新規に有権者登録と個人情報変更届の場合、別の申請書を使用する必要がありますか？

A 7: 地域別選挙区における有権者としての新規登録と、登録情報の変更に関する報告の両方に「新規登録申請書/ 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)を使用する必要があります。

[ページトップに戻る](#)

Q 8：数年前に申請書に記入、登録しましたが、また登録が必要でしょうか？

A 8：現行の選挙人名簿の有権者は、再度登録する必要はありません。登録されている個人情報  
が正しいかどうかを調べるには、オンライン有権者情報お問い合わせシステム  
（[www.voterinfo.gov.hk](http://www.voterinfo.gov.hk)）にログインしていただくか、または選挙事務処ホットライン 2891 1001  
までお電話ください。

有権者の登録されている個人情報に誤りがある場合、有権者としての身分や投票する権利に影響が出る恐れがあります。選挙事務処で貴方の個人情報が更新されるように、登録されている個人情報の変更、特に住所変更を「新規登録申請書 / 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)」に記入、署名して、最近 3 か月以内に発行された住所証明とともに選挙事務処まで提出してください。

[ページトップに戻る](#)

Q 9: 今年の 9 月末に 18 歳になりますが、有権者登録の期限は 6 月 2 日です。今、有権者登録することが可能ですか？

A 9: 選挙人名簿最終版は、毎年 9 月 25 日までに公開されます。その年の 9 月 25 日までに 18 歳に達し、香港永久居住者である場合は、有権者として登録を申請する資格があります。

[ページトップに戻る](#)

Q 10: 近い将来新しいアパートに引っ越しますが、今、選挙事務処に新しい住所を届け出るべきでしょうか？

A 10: 引っ越し後に「新規登録申請書/ 地域別選挙区有権者による個人情報変更届け」(REO-GC)」に記入、署名して最近 3 か月以内に発行された住所証明とともに選挙事務処まで提出してください。その年の有権者登録期間の登録済みの個人情報変更届けの法定期日以前（すなわち、その年の 6 月 2 日以前）に選挙事務処に変更が提出された場合、その年に発行された選挙人名簿最終版に新しい住所が記載されます。

[ページトップに戻る](#)

Q 11: どんな書類で住所証明が可能ですか？

A 11: 選挙事務処は最近 3 か月以内に発行された下記の書類（選挙事務処に届いた日が申請日となります）で、発行日と発行機関名が分かるものを有効な住所証明として受理します。さらにその書類は有権者の氏名と主に使用されている住所（書類に記載されている氏名および住所は申請書に記入されている氏名および住所と一致している必要があります）が記載されていなくてはなりません。

1. 公共機関発行の請求書や明細書（水道料金、電気料金、タウンガス料金の請求書など）；
2. 政府部門または司法機構からの文書；
3. 銀行、保険会社またはMPF公認受託者発行の明細書や文書；
4. 固定電話、携帯電話、有料テレビ、またはインターネットサービスの請求書；
5. 香港の中等後教育機関が発行した文書や請求書で、有権者の住所確認に使用できると信頼できるもの；
6. 有効かつ（印紙税のための）印紙が貼付された賃貸契約書（申請書提出の 3 か月前までに発行されている必要はありませんが、申請日が借用期間内でなくてはなりません）；または
7. 医院管理局、房屋署、香港房屋協会、香港考試及評核局などの公的機関発行の請求書、文書およびその他の書類

[ページトップに戻る](#)

Q 12: 住所証明のために氏名と住所が記載されている書類が用意できない場合、有効な住所証明として他にどんな書類を提出すればいいでしょうか？

A 12: 有権者ご自身の住所証明以外にも、選挙事務処では最近 3 か月以内に発行された（選挙事務処に届いた日が申請日となります）下記書類で、発行日と発行機関名が分かるものを有効な住所証明として受理します。

- ・ 有権者と同居している人の氏名と住所が記載されている住所証明、およびその人が間違いなく上記の住所に有権者と同居していることと提出した住居証明が完全な正本または正謄本であることを、有権者が証明して署名した申告書。申告書のサンプルは選挙事務処のウェブサイト (<https://www.reo.gov.hk/en/voter/ap.htm>) でダウンロードできます。
- ・ 上記の書類を提出できない場合、有権者が宣誓および申告条例（第 11 章）によって監誓員／開業弁護士／治安判事の面前で行った法定申告書を提供すれば、選挙事務処も住所証明として受理します。民政事務処で法定申告書を作成するための無料のサービスが受けられます。法定申告書のサンプルは選挙事務処のウェブサイト <https://www.reo.gov.hk/en/voter/ap.htm> でダウンロードできます。

[ページトップに戻る](#)

Q 13: 房屋署の公共賃貸住宅または香港房屋協会の補助住宅に引っ越す場合、新規に有権者登録または住所変更を届け出る際の住所証明は免除することができますか？

A 13: 房屋署の公共賃貸住宅の正規入居者、または香港房屋協会の補助住宅を賃貸している登録入居者である有権者/申請者が、新規有権者登録または登録住所の変更を届け出る場合、賃貸の記録に載せている住所と有権者/申請者が届け出る住所が一致する場合、そのような人による住所証明は免除されます。

ただし、ホームオーナーシップスキームやグリーンフォームホームオーナーシップスキームの住宅、或いは売却済みの公共住宅（テナントパーチェススキームの住宅など）に入居している人は住居証明の免除が適用されず、これらの住宅入居者の有権者/申請者は有効な住居証明を提出しなくてはなりません。

選挙事務処スタッフが彼/彼女の住所を当該部門／機関に記録されているデータと一致することが確認できない場合、選挙管理委員会（有権者登録）（立法会地域選挙区）（区議会選挙区）規定（第 541A 章）第 4 条と 10A 条により、彼/彼女に対し登録住所の変更を届ける際の住所証明提出を求めることができます。

### [ページトップに戻る](#)

Q 14: 有権者登録に虚偽の情報を届け出ている人を知っている場合、どのように政府機関に連絡すればいいでしょうか？

A 14: 現行の有権者登録方法は登録を円滑にするために申請書が誠実に提出されることを前提にしています。有権者になる資格がある人または登録済みの有権者は登録する際、または登録済みの個人情報の変更を届け出る際に真実で正確な情報を提出しなくてはなりません。疑わしいケースに気づいた場合、選挙事務処に苦情を申立てることができます。選挙事務所は速やかにその件に対処し、適切な法執行機関に報告します。市民が法律に違反することは許されません。

### [ページトップに戻る](#)

Q 15: 有権者登録に虚偽の住所を選挙事務処に届け出た人、または、新規有権者登録または登録住所変更を届け出る際に不正な住所証明書類を提出した人は、その後の選挙で投票した場合、どの法律に違反しますか？

A 15: 故意に、または不注意でも虚偽の情報や誤解を招くおそれのある情報（虚偽の住所など）を選挙事務処に届け出た人は、選挙で投票したか否かにかかわらず法律に違反することになります。

その人が選挙で投票した場合、廉政公署により施行される選挙（腐敗及び不法行為）条例（第 554 章）16 条に違反します。その刑罰は最高で 500,000 香港ドルの罰金及び拘禁 7 年です。

また、選挙事務処スタッフが有効な住所証明として受理するように意図して不正な住所証明が提出した場合、その有権者は文書偽造罪に問われます。刑事犯罪条例（第 200 章）第 71 条に従って、文書偽造罪に問われる人は起訴による有罪判決を受けた場合拘禁 14 年に処せられます。

[ページトップに戻る](#)

Q 16: 中国本土から来た新移民ですが、有権者登録できますか？

A 16: 18 歳以上の香港永久居住者で通常香港に住んでいる人であれば有権者として登録申請することが可能です。

[ページトップに戻る](#)

Q 17: 自分の情報が選挙人名簿に正しく記載されていることを確認する方法は？

A 17: 登録済み有権者は最新のに登録されている個人情報オンライン有権者情報お問い合わせシステム（[www.voterinfo.gov.hk](http://www.voterinfo.gov.hk)）や選挙事務処 ホットライン 2891 1001 で確認することができます。

[ページトップに戻る](#)

Q 18: 個人情報の悪用を防ぐ措置がとられていますか？

A 18: 有権者によって届け出られた情報は選挙人登録及び選挙関連の目的のみ使用されるのでご安心ください。選挙事務処はそれらのデータが誤用されないようにあらゆる措置をとっています。関連する選挙規則に従い、選挙人名簿は特定の人物のみが閲覧できるようにされます。選挙人名簿の情報を選挙関連の目的以外に使用した場合、関連する選挙規則に違反することになり、レベル 2 の罰金及び拘禁 6 か月に処せられます。

[ページトップに戻る](#)

Q 19: 新規有権者登録申請書/登録済み個人情報の変更届けを提出しました。どうすれば選挙事務処が私の申請が受理されていることが確かめられますか？

A 19: 選挙事務処は新規有権者登録申請書または登録済み個人情報の変更届けの処理を完了後、通知書を発行し郵送します。書面の通知書に加えて、有権者には SMS/ E メール（有権者によりそれらの情報が提供されている場合）でお知らせしています。有権者は「オンライン有権者情報お問い合わせシステム」[www.voterinfo.gov.hk](http://www.voterinfo.gov.hk) にログインしてご自身の個人情報を確認することができます。

[ページトップに戻る](#)

Q 20: 以上の質問以外に有権者登録に関する質問がある場合、どの政府機関にお問い合わせればいいですか？

A 20: その他の事項に関しては選挙事務処ホットライン 2891 1001 にお電話または[reoeng@reo.gov.hk](mailto:reoeng@reo.gov.hk) に E メールでお問い合わせください。

[ページトップに戻る](#)

2007 © | 重要なお知らせ | プライバシーポリシー

最終改訂日: 2023 年 2 月 13 日